

解体工事の実務経験証明書

原本提出
(郵送不可)

一般財団法人 建設業技術者センター理事長 殿

下記の者は、一級土木施工管理技士（平成27年度以前）、一級建築施工管理技士（同左）又は技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））の試験に合格した後、解体工事に関し下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者の住所

証明者の名称

証明者名 _____ 印

記

(フリガナ)			
申請者の氏名	生年月日	年 月 日	
(経験当時の) 使用者の商号・名称			
使用された期間	年 月から 年 月まで (現在に至る)	被証明者との関係	
有する資格と試験合格年度	1. 一級土木施工管理技士	昭和・平成	年度試験合格
	2. 一級建築施工管理技士	昭和・平成	年度試験合格
	3. 技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））	昭和・平成	年度試験合格
職名	工事名(実務経験の内容)	実務経験年数	
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計 満 年	ヶ月

※なお、上記の実務経験として記載された工事の内容について、工事経歴書、工事請負契約書、注文書等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

誓約欄：この証明事項と事実とに相違がある場合は監理技術者資格者証の交付を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏名 _____ 印

★この証明書は、支部・事務所へ直接お持込みの申請に限られます。郵送やインターネット申請はできません。ご注意ください。

解体工事の実務経験証明書

原本提出
(郵送不可)

一般財団法人 建設業技術者センター理事長 殿

下記の者は、一級土木施工管理技士（平成27年度以前）、一級建築施工管理技士（同左）又は技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設））の試験に合格した後、解体工事に関し下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 28 年 6 月 1 日

証明者の住所 ○○市○○区○○町1-1

証明者の名称 株式会社 ○○建設

証明者名 代表取締役 ○○ 一郎

代表取
締役印

記

(フリガナ)	ケンセツ タロウ	生年月日	昭和52年 4月 27日
申請者の氏名	建設 太郎		
(経験当時の) 使用者の商号・名称	(株) ○○建設		
使用された期間	H18年 4月から H28年 5月まで (現在に至る)	被証明者との関係	使用者
有する資格と試験合格年度	1. 一級土木施工管理技士	昭和・平成	年度試験合格
	②. 一級建築施工管理技士	昭和(平成)	17年度試験合格
	3. 技術士(建設部門、総合技術監理部門(建設))	昭和・平成	年度試験合格
職名	工事名(実務経験の内容)	実務経験年数	
	○○邸解体工事	H20年 1月から H20年 1月まで	1ヶ月
	○○医院取壊し	H22年 3月から H22年 3月まで	1ヶ月
現場監督	○○地区更地工事(建物の解体等)	H22年 5月から H22年 7月まで	3ヶ月
現場監督	○○市立○○小学校体育館解体工事	H25年 6月から H25年 9月まで	4ヶ月
現場監督	○○食品工業○○社員寮解体工事	H26年 1月から H26年 2月まで	2ヶ月
現場所長	○○ビル3号館解体工事	H26年 4月から H26年 6月まで	3ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
		年 月から 年 月まで	ヶ月
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計 満	1年 2ヶ月

※なお、上記の実務経験として記載された工事の内容について、工事請負契約書、工程表等の写しを提出して頂き、改めて確認させて頂くことがあります。

誓約欄：この証明事項と事実と相違がある場合は監理技術者資格者証の交付を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏名 建設 太郎

建設印

【証明者等について】

証明者は、原則として会社の代表取締役等です。証明者印は、職印(公務上用いられる印鑑)が原則です。

複数の建設会社で実務を経験している場合は、建設会社(証明書)毎に別々の実務経験証明書が必要です。

なお、証明者、使用者の会社名は、原則としてすべて同一となります。

但し、倒産や合併等で、どうしても経験当時の使用者の証明が取れない場合は、その証明方法について、事前に本部(03-3514-4711)へお問い合わせください。

【使用された期間について】

申請者を雇用していた期間を記入してください。使用していた期間が途中で途切れる場合は、期間を2段書きしてください。

【職名について】

部長、課長等の会社における職名ではなく、工事現場での立場を記入してください。特になければ記入不要です。

【実務経験年数について】

・該当の資格に合格した後、解体実務経験年数の合計が1年以上となるようにご記入してください。

解体実務経験は携わった工事のうち解体工事にかかる期間のみが該当します。

(該当の資格に複数合格されている場合は、最初に合格された試験の合格月以降)

・工事の終期と別の工事の始期が同月である場合は、重複出来ません。

(例)

H12年4月～H12年5月の経験と

H12年5月～H12年9月の経験があった場合、実務経験年数の記入は、

H12年4月～H12年4月

H12年5月～H12年9月

又は

H12年4月～H12年5月

H12年6月～H12年9月

【訂正について】

記載事項を訂正する場合は、証明者の訂正印が必要です。

《申請者、証明者の方へ》

①実務経験証明書の内容と事実と相違がある場合、資格者証の交付を取り消し、返納して頂く場合があります。

申請者、証明者は、この点に留意した上で、記入及び証明するようにしてください。

②ご提出頂いた実務経験証明書は、後日請求頂いても開示出来ません。必要な方は、申請前に写しを取って頂きますようお願い致します。

③監理技術者資格者証の有効期限が切れた場合は、新規申請扱いとなり、再度実務経験証明書が必要となりますので、ご注意ください。